

「寒河江市建設工事週休2日確保工事实施要領」改正の概要

1 改定概要

- (1) ア 対象期間内の全ての週で週休2日に取り組む「完全週休2日(土日)」、「完全週休2日(交替制)」を新設する。
イ 「完全週休2日(土日)」では、土日の現場閉所を原則とし、祝日の現場閉所は求めない。
- (2) 緊急を要する工事及び対象期間が30日未満の工事を除く全ての工事では、通期の4週8休以上は必須とし、受注者希望型を廃止する。
- (3) 当初は月単位の週休2日の補正を行い発注する。月単位の週休2日を実施できなかった場合、補正を減じ清算する。受注者の希望により「完全週休2日(土日)」「完全週休2日(交替制)」を実施した場合、「完全週休2日(土日)」「完全週休2日(交替制)」の加算補正を行い、清算する。
- (4) 「完全週休2日(土日)」「完全週休2日(交替制)」を実施した場合の成績評価は、月単位の週休2日を実施した場合と同様に設定(通期の週休2日よりも高く評価)
- (5) 「週休2日確保工事实施証明書」は、月単位の週休2日及び「完全週休2日(土日)」、「完全週休2日(交替制)」を達成した場合に発行するものとする。

2 適用

令和8年4月1日以降に発注手続きをする工事から適用